

横浜市マンション耐震改修促進事業制度補助要領

制 定 まち住計第 1237 号 平成 18 年 10 月 24 日
最近改正 建建防 第 3638 号 令和 6 年 3 月 27 日

(目的)

第 1 条 この要領は、横浜市マンション耐震改修促進事業制度要綱（以下「要綱」という。）の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領における用語の定義は、要綱に定めるほか、次に定めるところによる。

- (1) 要綱第 2 条第 7 号及び同条第 8 号に規定する「合理的な理由」とは、次に該当する場合とする。
 - ア ピロティ階等での地震時の崩壊を防止するために必要な柱の補強や耐震壁の増設等を、先行して行う場合
 - イ その他、耐震性が向上するものとして市長が認めた場合
- (2) 要綱第 2 条第 7 号及び同条第 8 号に規定する「耐震性が一定程度向上」とは、耐震改修工事により構造耐震指標等が向上することという。ただし、耐震改修工事を行う階の構造上主要な部分の地震に対する安全性の評価が「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」場合にあっては「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある」又は「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い」となることをいう。
- (3) 要綱第 2 条第 7 号に規定する「地震に対して安全な構造となるもの」とは要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき耐震判定機関等による評価、建築確認又は全体計画認定を取得した耐震改修設計に従って耐震改修工事を行うものをいう。
- (4) 要綱第 2 条第 8 号に規定する「地震に対して安全な構造となるもの」とは要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき耐震判定機関等による評価を取得した耐震改修設計に従って耐震改修工事を行うものをいう。

(補助金交付申請)

- 第 3 条 要綱第 7 条に規定する補助金の交付を受けて、「耐震改修設計、耐震改修工事又は耐震改修工事に係る工事監理（以下『事業』という。）」を実施する管理組合等（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第 1 号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する補助金の交付申請を行った申請者は、次条第 1 項の規定により補助金交付決定を受ける前に、次の各号に掲げるものをしてはならない。ただし、第 6 条第 1 項に規定する全体設計の承認を受けている場合で、かつ、同条第 3 項の規定により前項に規定する補助金の交付申請を行った場合には、この項の規定は適用しない。
- (1) 耐震改修設計に要する費用に係る補助金の交付申請の場合は、設計事業者との当該耐震改修設計の契約の締結及び設計者による耐震改修設計の着手
 - (2) 耐震改修工事又は耐震改修工事に係る工事監理に要する費用に係る補助金の交付申請の場合は、設計事業者との当該耐震改修工事に係る工事監理の契約の締結、施工事業者との当該耐震改修工事の契約の締結、設計者による当該耐震改修工事に係る工事監理の着手及び施工事業者による当該耐震改修工事の着手

(補助金交付決定)

- 第 4 条 市長は、前条第 1 項に規定する申請があったときは、当該申請の内容を審査等し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第 2 号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要があるときは当該

補助金の交付について条件を付すことができる。

- 3 市長は、第1項に規定する審査等の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、その理由をつけて、補助金不交付決定通知書(第3号様式)をもって当該申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による補助金交付決定通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

(全体設計承認申請)

- 第5条 第3条第1項の規定にかかわらず、申請者は、要綱第7条に規定する補助金の交付を受け、かつ、2か年度以上に渡り事業を実施する場合は、全体設計承認申請書(第4号様式)に必要書類を添えて市長に提出し、当該事業に係る全体設計の承認申請を行い、初年度にまとめて市長の審査を受けなければならない。
- 2 前項に規定する全体設計の承認申請を行った申請者は、次条第1項の規定により全体設計の承認を受ける前に、次の各号に掲げるものをしてはならない。
 - (1) 耐震改修設計に要する費用に係る全体設計の承認申請の場合は、設計事業者との当該耐震改修設計の契約の締結及び設計者による耐震改修設計の着手
 - (2) 耐震改修工事又は耐震改修工事に係る工事監理に要する費用に係る全体設計の承認申請の場合は、設計事業者との当該耐震改修工事に係る工事監理の契約の締結、施工事業者との当該耐震改修工事の契約の締結、設計者による当該耐震改修工事に係る工事監理の着手及び施工事業者による当該耐震改修工事の着手
 - 3 前項の規定にかかわらず、申請者は、次条第4項の規定により、全体設計の承認を受けた年度に第3条第1項に規定する補助金の交付申請を行う場合には、前条第1項の規定により補助金交付決定を受ける前に、第3条第2項各号に掲げるものをしてはならない。

(全体設計承認)

- 第6条 市長は、前条第1項に規定する全体設計承認申請があったときは、当該申請の内容を審査等し、全体設計の承認又は不承認を決定したときは、全体設計承認・不承認通知書(第5号様式)をもって当該申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により全体設計の承認を通知する場合において、必要があるときは当該承認について条件を付すことができる。
 - 3 第1項の規定により全体設計の承認を受けた申請者は、当該承認を受けた事業に係る費用について、要綱第7条に規定する補助金を受けようとする年度(ただし、当該承認を受けた年度を除く。)の初日(ただし、当該日に国及び市の当該年度予算が成立していない場合には、当該予算の成立日)に、第3条第1項の規定により、当該年度までの事業の出来高(ただし、当該年度の前年度以前に既に第17条第2項の規定により補助金額の確定を受けている場合は、当該補助金額の確定に係る出来高を除く。)に応じて補助金の交付申請を行わなければならない。
 - 4 第1項の規定により全体設計の承認を受けた申請者は、当該承認を受けた年度に、当該承認を受けた事業に係る費用について、要綱第7条に規定する補助金を受けようとする場合は、当該承認後速やかに、第3条第1項の規定により、当該年度の事業の出来高に係る補助金の交付申請を行わなければならない。

(入札又は見積書の徴収)

- 第7条 申請者は、事業の費用に係る、3者以上による入札又は見積書の徴収を行い、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写しを、第3条第1項に規定する補助金交付申請書(第1号様式)を提出するとき(ただし、前条第3項又は第4項の規定により補助金交付申請を行う場合を除く。)又は第5条第1項に規定する全体設計承認申請書(第4号様式)を提出するときに添付するものとする。
- 2 前項の入札又は見積書の徴収により、事業に係る費用(補助対象外費用を含む)が100万円以上になると見込まれるときは、入札又は見積書の徴収は、市内事業者(横浜市契約規則(昭和

39 年 3 月横浜市規則第 59 号) 第 7 条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者、法人登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体をいう。以下同じ。) により行うものとする。

- 3 令和 8 年 3 月 31 日までに第 4 条第 1 項に規定する補助金交付決定通知書による通知又は第 6 条第 1 項に規定する全体設計承認・不承認通知書による通知を受ける場合で、かつ、補助対象建築物が要緊急安全確認大規模建築物又は要安全確認計画記載建築物に該当するとき、前項の規定は適用しない。
- 4 令和 8 年 3 月 31 日までに第 4 条第 1 項に規定する補助金交付決定通知書による通知又は第 6 条第 1 項に規定する全体設計承認・不承認通知書による通知を受ける場合で、かつ、補助対象建築物が要緊急安全確認大規模建築物又は要安全確認計画記載建築物に該当しないとき、次の各号のいずれかに該当する事業者を、第 2 項の規定において市内事業者とみなすことができる。
 - (1) 補助対象事業が耐震改修設計の場合、当該建築物の耐震診断の実施事業者
 - (2) 補助対象事業が全体改修、段階改修又は部分改修における工事監理の場合、当該建築物の耐震改修設計の実施事業者
 - (3) 補助対象事業が段階改修2回目における耐震改修工事の場合、当該建築物の段階改修工事1回の実施事業者
 - (4) 補助対象事業が部分改修2回目以降における耐震改修工事の場合、当該建築物の前回工事の実施事業者
 - (5) その者が補助対象事業を実施することが特に合理的であると市長が認める事業者
- 5 申請者は、第 1 項の規定により行った入札又は見積書の徴収の結果、事業に要する費用が最も低いものを設計事業者又は施工事業者とするものとする。
- 6 前項の規定により決定した設計事業者が実施する耐震改修設計について、当該耐震改修設計の妥当性の評価を、当該設計事業者が設置する耐震判定機関等に依頼しようとする場合は、次の各号に掲げる全ての要件を満たさなければならない。
 - (1) 「当該耐震判定機関等にて耐震改修計画の妥当性について評価を受けること」及び「第 3 号に規定する議事録を提出すること」を申請者が同意していることを示した書類を、第 3 条第 1 項に規定する補助金交付申請書(第 1 号様式)を提出するとき(ただし、前条第 3 項又は第 4 項の規定により補助金交付申請を行う場合を除く。)、又は、第 5 条第 1 項に規定する全体設計承認申請書(第 4 号様式)を提出するときに添付すること。
 - (2) 当該耐震判定機関等に所属する委員のうち、当該設計事業者に所属する者は、当該耐震改修設計に係る耐震改修計画の妥当性について評価の審議には加わらず、その他の委員のみで当該審議を行うこと。
 - (3) 前号の審議に係る議事録(ただし、前号の要件を満たすことが確認できるものに限る。)を第 17 条第 1 項に規定する完了実績報告書(第 16 号様式)を提出するときに添付すること。

(事業の着手)

- 第 8 条 申請者は、第 4 条第 1 項の規定による補助金の交付の決定(ただし、第 6 条第 3 項又は第 4 項の規定により、第 3 条第 1 項に規定する補助金交付申請を行った場合の、当該申請に基づく補助金の交付の決定を除く。)を受けた後、又は、第 6 条第 1 項の規定による全体設計の承認を受けた後、当該補助金の交付決定又は全体設計の承認に係る事業の契約を設計事業者又は施工事業者と締結し、速やかに当該事業に着手するものとする。
- 2 申請者は、事業に着手した後、速やかに着手届(第 6 号様式)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(中間検査)

- 第 9 条 市長は、第 4 条第 1 項の規定により行った補助金の交付の決定又は第 6 条第 1 項の規定により行った全体設計の承認に係る事業について、必要と認める場合においては工程を指定し、中

間検査を実施することができる。

- 2 申請者は、市長が指定する工程において、中間検査依頼書（第7号様式）に必要書類を添えて市長に中間検査の依頼をしなければならない。
- 3 市長は、中間検査依頼書を受理したときは、当該事業が適切に行われているかどうか、速やかに中間検査を行うものとする。
- 4 申請者は、市長が実施する中間検査の日までに、工事監理（施工状況）報告書（第8号様式）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の中間検査を行った結果、当該事業が適切に行われていないと認める場合には、当該事業が適切に行われるよう申請者に指導するものとする。この場合において、申請者が指導に従わない場合は、補助金交付決定及び全体設計承認を取り消すことができる。
- 6 前各項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し必要な指示を行い、報告を求め、又は、当該事業を実施する建築物、その他の物件若しくは設計図書等の書類を検査することができる。

（補助金の経理）

第10条 申請者は、要綱第6条各号に規定する補助対象経費及び同要綱第7条に規定する補助金について、経理を明らかにする帳簿を作成し、事業の完了後10年間保存しなければならない。

（権利譲渡の禁止）

第11条 申請者は、補助金交付を受ける権利及び全体設計承認の権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（補助金交付申請内容の変更）

- 第12条 申請者は、第4条第1項の規定による補助金交付決定を受けた後、又は本条第2項に規定する補助金変更交付決定通知を受けた後、事情により第3条第1項の規定による補助金交付申請の内容を変更（ただし、第3項に掲げる軽微な変更を除く）する場合は、速やかに事業内容変更申請書（第9号様式）に必要書類を添えて市長に提出し、補助金の交付の変更申請をしなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する申請を受理したときは、当該申請の内容を審査等し、適切であると認めた場合は、補助金の交付の変更を決定し、補助金変更交付決定通知書（第10号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。
 - 3 申請者は、第4条第1項の規定による補助金の交付の決定後において、事情により第3条第1項の規定による補助金交付申請の内容に以下の軽微な変更が生じたときは、速やかに事業内容変更報告書（第11号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 申請者、設計事業者及び施工事業者の名称、代表者名及び所在地の変更
 - (2) 第4条第1項に規定する補助金交付決定通知に付された、事業の完了期日の変更（ただし、完了期日の延長期間が1か月を超えない場合は報告を要しないこととする。）
 - (3) 「補助金の交付申請額の増額」に該当しない変更のうち、市長が軽微な変更と認めるもの
 - (4) その他市長が軽微な変更と認めるもの
 - 4 第3条第1項の規定による補助金交付申請の内容を、全体改修補助事業から段階改修補助事業に変更する場合等、異なる補助事業に変更しようとするときは、第1項によるものとする。

（全体設計承認申請内容の変更）

第13条 申請者は、第6条第1項の規定による全体設計の承認後、又は本条第2項に規定する全体設計変更承認通知を受けた後、事情により第5条第1項の規定による全体設計の承認申請の内容を変更（ただし、前条第3項各号に掲げる軽微な変更を除く）する場合は、速やかに事業内容変更申請書（第9号様式）に必要書類を添えて市長に提出し、全体設計の変更の承認を申請しなければならない。ただし、併せて第12条第1項の規定に基づく補助金交付申請の内容の変更を

要する場合、当該申請と同時にこの規定に基づく全体設計の変更の承認申請があったものとみなし、この規定にもとづく事業内容変更申請書（第 9 号様式）及び必要書類の提出を要しないものとする。

- 2 市長は、前項に規定する申請を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適切であると認めた場合は、全体設計の変更を承認し、全体設計変更承認通知書（第 12 号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。
- 3 申請者は、第 6 条第 1 項の規定による全体設計の承認後において、事情により第 5 条第 1 項の規定による全体設計の承認申請の内容に、前条第 3 項各号に掲げる軽微な変更が生じたときは、速やかに事業内容変更報告書（第 11 号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、前条第 3 項第 2 号中「第 4 条第 1 項に規定する補助金交付決定通知」とあるのは「第 6 条第 1 項に規定する全体設計承認通知書」と読み替えるものとする。ただし、市長が他の申請書類等の内容から変更事項を確認でき、当該報告書の提出を不要と認める場合は、この限りでない。
- 4 第 5 条第 1 項の規定による全体設計承認申請の内容を、全体改修補助事業から段階改修補助事業に変更する場合等、異なる補助事業に変更しようとするときは、第 1 項によるものとする。

（事業の中止又は廃止）

- 第 14 条 申請者は、第 4 条第 1 項の規定による補助金の交付の決定後に、事情により事業の一部若しくは全部を中止し、又は、廃止しようとするときは、事業中止（又は廃止）承認申請書（第 13 号様式）に必要書類を添えて市長に提出し、市長の承認を得なければならない。
- 2 申請者は、第 6 条第 1 項の規定による全体設計の承認後、かつ、第 3 条第 1 項の規定による補助金の交付申請の前に、事情により事業の一部若しくは全部を中止し、又は、廃止しようとするときは、速やかに事業中止（又は廃止）届（第 14 号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - 3 申請者は、第 4 条第 1 項の規定による補助金の交付の決定前又は第 6 条第 1 項の規定による全体設計の承認前に、第 3 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定に基づく申請を取下げの場合は、速やかに申請取下げ届（第 15 号様式）を市長に提出しなければならない。
 - 4 市長は、第 1 項の規定による申請があったときは、第 20 条の規定を準用する。

（事業の遂行）

- 第 15 条 申請者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及び当該決定に付した条件、その他法令に基づく市長の処分に従って事業を行わなければならない。
- 2 管理組合等は、第 1 回耐震改修工事が完了してから 10 年以内に建物全体の耐震改修工事を完了するように努めるものとする。

（調査及び遂行命令）

- 第 16 条 市長は、補助金の執行に関し、補助金の交付決定の内容及び当該決定に付した条件に従って事業を適正に遂行しているかを確認する必要があると認めるときは、適宜当該事業について調査し、申請者、設計事業者、設計者又は施工事業者に報告を求めることができる。
- 2 申請者、設計事業者、設計者又は施工事業者は、前項に規定する市長が行う調査に協力しなければならない。
 - 3 市長は、補助金の交付決定の内容及び当該決定に付した条件に従って事業が適正に遂行されていないと認めた場合は、是正のための措置を講じ、かつ、適正に事業を遂行するよう申請者に命じることができる。

（実績報告及び補助金額の確定等）

- 第 17 条 申請者は、次の各号に掲げるときに、完了実績報告書（第 16 号様式）に必要書類を添え

て市長に提出しなければならない。

- (1) 第4条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた事業が完了したとき。
- (2) 第6条第1項の規定により全体設計の承認を受けた場合で、かつ、事業が完了する年度を除く年度において第4条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた場合は、当該交付決定を受けた事業(当該年度の事業の出来高分)が完了したとき。(年度の最終開庁日を期限とする。)
- 2 市長は、前項の実績報告を受けたときは、当該報告の内容を審査等し、当該報告の内容が適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、申請者に対して補助金額確定通知書(第17号様式)をもって通知するものとする。
- 3 市長は、前項の審査等において、必要に応じて、現地での完了検査の実施、又は、事業の実施状況に係る書類等の請求を申請者、設計事業者、設計者若しくは施工事業者へ行うことができる。
- 4 申請者は、市長が実施する完了検査の日までに、工事監理(施工)状況報告書(第8号様式)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、第1項の規定による完了実績報告書を受理した場合において、当該事業の成果が交付の決定の内容及び当該決定に付した条件に適合しないと認めたときは、これらに適合させるための措置を講じるよう申請者に命じることができる。
- 6 前各項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し必要な指示を行い、報告を求め、又は当該事業を実施する建築物、その他の物件若しくは設計図書等の書類を検査することができる。

(補助金の請求)

第18条 前条第2項の規定により補助金額の確定の通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書(第18号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付後の処理)

- 第19条 補助金の交付を受けた申請者は、年度ごとに当該年度に支払った事業に要する費用に係る領収書の写しを市長に提出しなければならない。
- 2 補助金の交付を受けて事業を終えた申請者は、収支決算を行い、収支決算書(第19号様式)に当該事業に要する費用に係る領収書の写しを添付し、速やかに市長に提出しなければならない。
 - 3 前項の規定による収支決算において余剰金が発生した場合は、申請者は、余剰金を速やかに市長に返還しなければならない。

(補助金交付決定又は全体設計承認の取消し)

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を補助金交付決定取消通知書(第20号様式)により取り消すことができる。

- (1) 申請者が虚偽の申請その他の不正の行為を行ったとき
 - (2) 申請者が補助金を交付の目的以外に使用しようとしたとき
 - (3) 補助金の交付決定の内容又は当該決定に付した条件に対して重大な違反をし、かつ、是正のための市長の命令に応じないとき
 - (4) 第23条第2項の規定により、消費税仕入税額控除報告書を受け、交付された補助金のうち、消費税額の返還が必要と認めたとき
 - (5) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき
 - (6) 同要領第14条第1項に規定する事業中止(又は廃止)承認申請書が提出されたとき
 - (7) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する認めるときは、全体設計の承認を全体設計承認取消通知書(第21号様式)により取り消すことができる。
- (1) 申請者が虚偽の申請その他の不正の行為を行ったとき
 - (2) 申請者が補助金を交付の目的以外に使用しようとしたとき

- (3) 全体設計の承認の内容又は当該承認に付した条件に対して重大な違反をし、かつ、是正のための市長の命令に応じないとき
- (4) 申請者が事業に係る全体設計の承認を受けており、かつ、市長が前項の規定により当該事業に係る補助金の交付決定の全部を取消したとき
- (5) 第 23 条第 2 項の規定により、消費税仕入税額控除報告書を受け、交付された補助金のうち、消費税額の返還が必要と認めたとき
- (6) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき

(補助金の返還)

第 21 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、補助金返還命令書（第 22 号様式）により期限を定めてその返還を命じることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金が返還された場合、当該補助が国庫補助金の交付を受けたものである場合は、速やかに国へ補助金を返還するための措置を講じなければならない。

(事業の実施期間の延長に関する特例)

第 22 条 第 6 条第 1 項の規定に基づく全体設計承認を受けず第 4 条第 1 項の規定に基づき補助金交付決定を受けた申請者は、事業の実施期間が 2 か年度以上に渡ることがやむをえないものとして市長が認める場合は、事業の実施期間を変更することができる。この場合、次の各号に定める事項について手続きを行うこととする。

- (1) 申請者は、事業実施期間の延長承認申請書（第 23 号様式）に、必要書類を添えて市長に提出し、当該事業の実施期間の延長の承認申請をしなければならない。
- (2) 市長は、前号に規定する事業実施期間の延長承認申請書を受理したときは、当該申請内容を審査し、事業実施期間の延長の承認又は不承認を決定したときは、事業実施期間の延長承認・不承認通知書（第 24 号様式）をもって当該申請者に通知する。当該延長が承認される場合、第 4 条第 1 項の規定に基づく当初の補助金交付決定は、第 6 条第 1 項の規定に基づく全体設計承認に置き換えられ、当初の補助金交付決定は取り消されるものとする。
- (3) 前号に規定する事業実施期間の延長の承認を受ける前になされた、第 8 条の規定に基づく事業着手の届出、第 12 条第 1 項の規定に基づく補助金の交付の変更申請及び同条第 3 項に規定する補助金の変更報告は、第 6 条に規定する全体設計承認に基づく届出、申請及び報告とみなし、第 12 条第 2 項の規定に基づく変更交付決定は、第 13 条第 2 項の規定に基づく全体設計変更承認と置き換える。

2 市長は、前項第 2 号の規定により事業実施期間の延長承認を通知する場合において、必要があるときは当該承認について条件を付すことができる。

(消費税の特例)

第 23 条 収益事業を営んでいる申請者及び法人が、当該事業の補助金額を算出する際の事業費に消費税額及び地方消費税額を含めて申請する場合は、当該事業に係る消費税額の一部又は全部について、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定による仕入れに係る消費税額の控除を受けていないことを、消費税仕入税額控除確認書（第 25 号様式）にて報告するものとする（所有者等が複数いる場合は、負担金割合一覧表に当該事業費の負担者及び負担金額を明記し、全ての所有者等が報告を行うものとする。所有者等が複数いる場合で、本条の規定が適用できないものがある場合は、その所有者等の負担する額に係る消費税は除く。）。ただし、補助金の交付申請後に当該事業に係る消費税額の一部又は全部について、消費税額の控除を受けること又は受けたことが発覚した場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。なお消費税額及び地方消費税額を補助対象経費から除く場合はこの限りではない。

2 前項の規定による消費税仕入税額控除確認書の提出を行った場合、第 17 条の規定による補助金額の確定及び第 18 条の規定による補助金の請求後、申請者は当該事業費が課税仕入れ額に算

入される事業期間の消費税において、国税庁の定める確定申告の申告期限後速やかに消費税仕入税額控除報告書（第 26 号様式）を市長に提出しなければならない。

（実施の細目）

第 24 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合には、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 18 年 10 月 24 日から施行する。

（経過措置）

- 2 横浜市マンション耐震改修・建替促進事業制度要綱（平成 16 年 3 月 31 日建民第 241 号）に基づき行われた耐震改修に係る事業で、横浜市マンション耐震改修・建替促進事業制度補助要領（平成 16 年 3 月 31 日建民第 241 号）の適用を受けているものは、この要領の適用があったものとみなす。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成 21 年 12 月 18 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成 25 年 11 月 25 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（入札又は見積書の徴収の特例）

- 2 耐震改修促進法第 7 条第 3 項に規定する報告期限までに、第 3 条第 1 項に規定する補助金交付申請書又は第 5 条第 1 項に規定する全体設計承認申請書を市長に提出した場合は、耐震改修設計又は耐震改修工事に係る工事監理について行う入札又は見積書の徴収には、第 7 条第 2 項の規定

は適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までに改正前の本要領第 4 条第 1 項に規定する補助金交付申請を行ったものは、なお従前の要領によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規定にかかわらず、平成 29 年 4 月 30 日までに第 6 条第 1 項に規定する補助金交付申請を行うものは、従前の要綱による第 1 号様式を用いることができるものとする。

なお、この場合において第 1 号様式第 1 項第 13 号「耐震改修の計画認定書、全体計画の認定書又は建築確認済証の写し（耐震改修工事又は耐震改修工事に係る工事監理を実施しようとする場合）」は、「耐震判定機関等による評価書、建築確認済証又は全体計画の認定書の写し（耐震改修工事又は耐震改修工事に係る工事監理を実施しようとする場合）」と読み替え、第 11 号「建築確認通知書の写し又は建築確認申請台帳記載証明書」は、添付を省略する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置 1)

- 2 横浜市マンション段階改修促進事業制度要綱（平成 23 年 4 月 1 日建建企第 2284 号）に基づき行われた耐震改修に係る事業で、横浜市マンション段階改修促進事業制度補助要領（平成 23 年 4 月 1 日建建企第 2284 号）の適用を受けている事業及び、平成 30 年 3 月 31 日までに同要領第 4 条第 1 項に基づく補助金交付決定又は同要領第 6 条第 1 項に基づく全体設計承認を受けて実施中の事業については、この要領の適用があったものとみなす。

(経過措置 2)

- 3 平成 30 年 3 月 31 日までに、横浜市耐震改修促進事業制度補助要領又は横浜市マンション段階改修促進事業制度補助要領第 17 条第 2 項の規定に基づき補助金額の確定（第 17 条第 1 項第 1 号の完了実績報告に基づく額確定に限る）を受けた申請者は、第 18 条の規定による補助金請求書及び第 19 条第 2 項の規定による収支決算書の提出は、従前の各要領の第 17 号様式及び第 18 号様式を用いることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 31 年 3 月 15 日から施行する。

(経過措置 1)

- 2 この要領の施行までに、第 4 条第 1 項の規定に基づく補助金交付決定を受けた申請者は、従前の要領に基づく様式を用いることができる。

(経過措置 2)

- 3 平成 31 年 4 月 30 日までに第 3 条第 1 項に規定する補助金交付申請又は第 5 条第 1 項に規定する全体設計の承認申請を行うものは、従前の要綱による第 1 号様式及び第 4 号様式を用いることができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 3 年 1 月 4 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 3 年 3 月 31 日までに、第 3 条第 1 項に規定する補助金交付申請書又は第 5 条第 1 項に規定する全体設計承認申請書が提出された当該補助対象事業に係る第 7 条の規定については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

年度 横浜市マンション耐震改修促進事業
補助金交付申請書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

申請者 千 一
住 所
管理組合等名称
代表者氏名
電 話 ()

横浜市マンション耐震改修促進事業制度補助要領第3条第1項の規定により、次の建築物にて実施する「耐震改修設計、耐震改修工事又は耐震改修工事に係る工事監理（以下、『事業』という。）」に要する費用に係る補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたっては、横浜市マンション耐震改修促進事業制度要綱及び要領が適用される事に同意します。

No. _____

- 1 添付書類（全体設計承認を受けた場合は、(1)から(16)の添付を省略できます。）
- (1) 事業に要する費用に係る見積書の写し又は入札資料一式（3者以上）（耐震改修工事費（補助対象外を含む）が100万円以上の場合で、かつ、施工事業者が市の一般競争入札有資格者名簿に記載のない場合は、当該事業者が市内事業者であることを確認できる書類を添付）
 - (2) 事業に係る工程表
 - (3) 案内図・位置図（A4又はA3）
 - (4) 補助対象を表示した図面（A4又はA3）
 - (5) 配置図、平面図、立面図及び断面図等の図面一式（路線沿線マンションの場合は、マンションが耐震改修促進法第14条第3号に掲げる建築物に該当することが分かる図面及び資料を提出すること）（A4又はA3）
 - (6) 求積の根拠となる書類
 - (7) 現況写真（撮影位置を図示すること）
 - (8) 事業の実施に係る合意が得られていることを証明する書類（管理組合等の総会の議案書及び議事録の写し）
 - (9) 管理規約の写し
 - (10) 居住状況一覧表（各住戸の区分所有者の居住状況が分かるもの）（階数2以下又は延べ面積が1,000㎡未満の場合に添付）
 - (11) 当該建築物の所在地が確認できる書類
 - (12) 本診断結果報告書（結果が分かる部分のみ）の写し（耐震改修設計を実施しようとする場合）
 - (13) 耐震判定機関等による評価書、建築確認済証又は全体計画の認定書の写し（耐震改修工事又は耐震改修工事に係る工事監理を実施しようとする場合）
 - (14) 耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書の写し（マンションが要緊急安全確認大規模建築物又は要安全確認計画記載建築物に該当する場合に添付）
 - (15) 耐震改修設計又は耐震改修工事に係る工事監理を実施する設計者が耐震改修促進法施行規則第5条第1号又は第2号に該当することが分かる書類（マンションが要緊急安全確認大規模建築物又は要安全確認計画記載建築物に該当する場合等に添付）
 - (16) その他市長が必要と認める書類

（A4）

2 事業内容、事業を実施する建築物及び事業者等

補助金交付申請に係る事業内容 (該当に○)		全体改修		段階改修		部分改修		
		耐震改修設計						
		耐震改修工事						
		耐震改修工事に係る工事監理						
		第 回耐震改修工事				(部分改修の場合記入) 最終工事に ☐ 該当 ☐ 非該当		
		第 回耐震改修工事に係る工事監理						
建築物	名称 (マンション名)							
	所在地		(住居表示) 区 (地番表示) 区					
	管理組合等の名称							
	管理組合等の課税事業者への該当		☐ 該当 ☐ 非該当					
	延べ面積		m ²		事業実施面積		m ²	
	建築面積		m ²					
	管理棟数・戸数		意匠上	棟	戸	(うち住戸以外		戸)
			構造上	棟	戸	(うち住戸以外		戸)
	耐震改修設計又は 耐震改修工事実施 棟数・戸数		意匠上	棟	戸	(うち住戸以外		戸)
			構造上	棟	戸	(うち住戸以外		戸)
	区分所有者数		名					
	建築確認 履歴	新築	建築確認	昭和 年 月 日 第 号				
検査済証			昭和 年 月 日 交付					
増築		建築確認	年 月 日 第 号					
		検査済証	年 月 日 交付					
設計事業者	名称・代表者							
	建築士事務所登録番号		() 建築士事務所 () 登録第 号					
	建築事務所名							
	所在地							
	電話番号		()					
設計者等	・上記設計事業者に所属するもののうち、耐震改修設計を実施する建築士 ・耐震改修工事に係る工事監理を実施する建築士		資格	() 建築士 () 登録第 号				
			氏名					
			耐震改修促進法施行規則第 5 条 第 1 号又は第 2 号への該当				☐ 該当 ☐ 非該当	
耐震改修計画の妥当性についての評価を依頼する耐震判定機関等の名称								
施工事業者	名称・代表者							
	所在地							
	電話番号		()					

第1号様式 第3面（第3条第1項関係）（建築物（意匠上の棟）ごとに作成）
（全体設計の承認を受けた場合は、第3面の添付を省略できます。）

3 補助事業対象要件等

棟名 (複数棟の場合に記入)			
住戸数	戸		
	上記のうち、区分所有者の居住の用に供する住宅戸数 (階数2以下又は延べ面積が1,000㎡未満に該当する場合に記入)		戸
構造	造(一部 造)		
	☐ 耐火構造 ☐ 準耐火構造		
用途別 床面積	共同住宅	共同住宅以外	合計 (延べ面積)
	㎡	㎡	㎡
階数	地上 階	地下 階	
耐震診断結果	☐ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。 ☐ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。 (本診断に係る市補助金交付申請番号:)		
耐震改修計画の 認定及び確認等	☐ 耐震改修計画の認定(耐震改修促進法第17条第3項) 年 月 日認定(☐ 済 ☐ 予定) ☐ 建築確認(建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項) 年 月 日確認(☐ 済 ☐ 予定) ☐ 全体計画認定(建築基準法第86条の8第1項) 年 月 日認定(☐ 済 ☐ 予定)		
要緊急安全確認大規模建築物	☐ 該当 ☐ 非該当		
要安全確認計画記載建築物	☐ 該当 路線名 () ☐ 非該当		
路線沿線 マンション	☐ 該当 路線名 () ☐ 非該当		
その他 特記事項			

第1号様式 第4面（第3条第1項関係）（建築物（意匠上の棟）ごとに作成）

4 事業の完了期日（添付する工程表と整合させること）

(1) 事業の着手の（予定）年月日

年 月 日

(2) 事業の完了の予定年月日

年 月 日

5 事業に係る費用及び補助金（補助金申請年度分のみ）（税込）（円）

事業内容	耐震改修設計	耐震改修工事	耐震改修工事に係る 工事監理	計
当該事業に要する費用①				
補助対象事業費②				
補助率③				
②×③＝④ （千円未満切捨て）				
補助限度額⑤				
耐震改修工事に係る 交付済み補助金額⑥				
⑤－⑥＝⑦ （千円未満切捨て）				
補助金申請額⑧ （④及び⑦のうち低い額）				
追加補助率⑨				
②×⑨＝⑩ （千円未満切捨て）				
耐震改修工事に関する 事業費限度額⑪				
追加補助限度額⑫ （⑨×⑪＝⑫）				
今回交付申請額 （⑧＋⑩又は⑫のうち低い額）				
既交付決定額				
変更増△減額				

6 耐震改修工事及び当該工事に係る工事監理の見込み（耐震改修設計の場合に記入）

耐震改修工事实施時期（見込み）	年 月 日～	年 月 日
耐震改修工事	当該事業に要する費用（見込み）	円
	補助対象事業費（見込み）	円
耐震改修工事に係る工事監理	当該事業に要する費用（見込み）	円
	補助対象事業費（見込み）	円

（申請者）

様

横浜市長

年度 横浜市マンション耐震改修促進事業
補助金交付決定通知書

年 月 日に横浜市マンション耐震改修促進事業制度補助要領第3条第1項の規定により申請がありました次の事業に要する費用に係る補助金の交付については、同要領第4条第1項の規定により次のとおり決定しましたので、通知します。

No. _____

1 事業内容、補助対象建築物及び補助金交付予定額等

補助金交付申請に係る事業内容		
建築物	名称	
	所在地	横浜市 区
	代表者	
補助金交付予定額 （事業内容別及び合計）		耐震改修設計 円
		耐震改修工事 円
		耐震改修工事に係る工事監理 円
		第 回耐震改修工事 円
		第 回耐震改修工事に係る工事監理 円
		合計 円

2 補助金の交付条件

- (1) 横浜市マンション耐震改修促進事業制度要綱（以下、「要綱」という。）及び同事業制度補助要領（以下、「要領」という。）を遵守すること。
- (2) この通知後、速やかに設計事業者又は施工事業者とこの事業に係る契約を締結し、当該事業に着手すること。（既に当該事業に係る全体設計の承認を受けて、当該事業に着手している場合には、引き続き、当該事業を適正に遂行すること。）
- (3) 事業に着手した後、速やかに着手届（第6号様式）に必要書類を添えて、市長に提出すること。（既に当該事業に係る全体設計の承認を受けて、提出済の場合を除く。）
- (4) この補助金交付申請の内容を変更する場合、若しくは、事業を中止又は廃止する場合には、要領に従い、市長に申請、報告又は届出をし、承認又は指示を受けなければならない。
- (5) この事業が 年 月 日までに完了しない場合又はこの事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) この事業に係る補助金の執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、要綱第9条及び要領第16条第2項の規定により、これに協力しなければならない。
- (7) この補助金の交付を受けて耐震改修工事を実施した申請者は、当該補助の対象となった部分について、耐震改修工事完了後も適切に維持管理すること。ただし、補助金交付日より10年以内に、当該耐震改修工事の実施箇所を要綱の目的に反して修繕又は除却する場合等、当該補助金の交付を受けたものを処分するときは、申請者は要綱第10条の規定に基づき、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。（耐震改修工事の場合）
- (8) 市長が指定する工程時に中間検査を受けること。（耐震改修工事の場合）

第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

年度 横浜市マンション耐震改修促進事業
補助金不交付決定通知書

年 月 日に横浜市マンション耐震改修促進事業制度補助要領第3条第1項の規定により申請がありました次の事業に要する費用に係る補助金の交付については、同要領第4条第3項の規定により次のとおり不交付を決定しましたので、通知します。

No. _____

補助金交付申請 に係る事業内容		
建築物	名称	
	所在地	横浜市 区
	代表者	
理由		

横浜市マンション耐震改修促進事業 全体設計承認申請書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

申請者 丁 一
住 所
管理組合等名称
代表者氏名
電 話 ()

横浜市マンション耐震改修促進事業制度補助要領第5条第1項の規定により、次の建築物にて実施する「耐震改修設計、耐震改修工事又は耐震改修工事に係る工事監理（以下、『事業』という。）」に係る全体設計の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたっては、横浜市マンション耐震改修促進事業制度要綱及び要領が適用される事に同意します。

No. _____

1 添付書類

- (1) 事業に要する費用に係る見積書の写し又は入札資料一式（3者以上）（耐震改修工事費（補助対象外を含む）が100万円以上の場合で、かつ、施工事業者が市の一般競争入札有資格者名簿に記載のない場合は、当該事業者が市内事業者であることを確認できる書類を添付）
- (2) 事業に係る工程表
- (3) 案内図・位置図（A4又はA3）
- (4) 補助対象を表示した図面（A4又はA3）
- (5) 配置図、平面図、立面図及び断面図等の図面一式（路線沿線マンションの場合は、マンションが耐震改修促進法第14条第3号に掲げる建築物に該当することが分かる図面及び資料を提出すること）（A4又はA3）
- (6) 求積の根拠となる書類
- (7) 現況写真（撮影位置を図示すること）
- (8) 事業の実施に係る合意が得られていることを証明する書類（管理組合等の総会の議案書及び議事録の写し）
- (9) 管理規約の写し
- (10) 居住状況一覧表（各住戸の区分所有者の居住状況が分かるもの）（階数2以下又は延べ面積が1,000㎡未満の場合に添付）
- (11) 当該建築物の所在地が確認できる書類
- (12) 本診断結果報告書（結果が分かる部分のみ）の写し（耐震改修設計を実施しようとする場合）
- (13) 耐震判定機関等による評価書、建築確認済証又は全体計画の認定書の写し（耐震改修工事又は耐震改修工事に係る工事監理を実施しようとする場合）
- (14) 耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書の写し（マンションが要緊急安全確認大規模建築物又は要安全確認計画記載建築物に該当する場合に添付）
- (15) 耐震改修設計又は耐震改修工事に係る工事監理を実施する設計者が耐震改修促進法施行規則第5条第1号又は第2号に該当することが分かる書類（マンションが要緊急安全確認大規模建築物又は要安全確認計画記載建築物に該当する場合等に添付）
- (16) その他市長が必要と認める書類

（A4）

第4号様式 第2面（第5条第1項関係）

2 事業内容、事業を実施する建築物及び事業者等

補助金交付申請に係る事業内容 (該当に○)		全体改修		段階改修		部分改修			
		耐震改修設計							
		耐震改修工事							
		耐震改修工事に係る工事監理							
		第 回耐震改修工事				(部分改修の場合記入) 最終工事に ☐ 該当 ☐ 非該当			
		第 回耐震改修工事に係る工事監理							
建築物	名称 (マンション名)								
	所在地		(住居表示) 区 (地番表示) 区						
	管理組合等の名称								
	管理組合等の課税事業者への該当		☐ 該当 ☐ 非該当						
	延べ面積		m ²		事業実施面積		m ²		
	建築面積		m ²						
	管理棟数・戸数		意匠上	棟	戸	(うち住戸以外		戸)	
			構造上	棟	戸	(うち住戸以外		戸)	
	耐震改修設計又は耐震改修工事実施棟数・戸数		意匠上	棟	戸	(うち住戸以外		戸)	
			構造上	棟	戸	(うち住戸以外		戸)	
	区分所有者数		名						
	建築確認履歴	新築	建築確認	昭和 年 月 日 第 号					
			検査済証	昭和 年 月 日 交付					
		増築	建築確認	年 月 日 第 号					
検査済証			年 月 日 交付						
設計事業者	名称・代表者								
	建築士事務所登録番号		() 建築士事務所 () 登録第 号						
	建築事務所名								
	所在地								
	電話番号		()						
設計者等	・上記設計事業者に所属するもののうち、耐震改修設計を実施する建築士 ・耐震改修工事に係る工事監理を実施する建築士		資格	() 建築士 () 登録第 号					
			氏名						
			耐震改修促進法施行規則第5条第1号又は第2号への該当				☐ 該当 ☐ 非該当		
	耐震改修計画の妥当性についての評価を依頼する耐震判定機関等の名称								
施工事業者	名称・代表者								
	所在地								
	電話番号		()						

第4号様式 第3面（第5条第1項関係）
（建築物（意匠上の棟）ごとに作成）

3 補助事業対象要件等

棟名 (複数棟の場合に記入)			
住戸数	戸		
	上記のうち、区分所有者の居住の用に供する住宅戸数 (階数2以下又は延べ面積が1,000㎡未満に該当する場合に記入)		戸
構造	造（一部 造）		
	☐ 耐火構造 ☐ 準耐火構造		
用途別 床面積	共同住宅	共同住宅以外	合計 (延べ面積)
	㎡	㎡	㎡
階数	地上 階	地下 階	
耐震診断結果	☐ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。 ☐ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。 （本診断に係る市補助金交付申請番号： ）		
耐震改修計画の 認定及び確認等	☐ 耐震改修計画の認定（耐震改修促進法第17条第3項） 年 月 日認定（ ☐ 済 ☐ 予定） ☐ 建築確認（建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項） 年 月 日確認（ ☐ 済 ☐ 予定） ☐ 全体計画認定（建築基準法第86条の8第1項） 年 月 日認定（ ☐ 済 ☐ 予定）		
要緊急安全確認大規模建築物	☐ 該当 ☐ 非該当		
要安全確認計画記載 建築物	☐ 該当 路線名（ ） ☐ 非該当		
路線沿線 マンション	☐ 該当 路線名（ ） ☐ 非該当		
その他 特記事項			

第4号様式 第4面（第5条第1項関係）（建築物（意匠上の棟）ごとに作成）

4 事業の完了期日（添付する工程表と整合させること）

(1) 事業の着手の（予定）年月日

年 月 日

(2) 事業の完了の予定年月日

年 月 日

5 事業に係る費用及び補助金（全年度分）（税込）（円）

事業内容	耐震改修設計	耐震改修工事	耐震改修工事に係る 工事監理	計
当該事業に要する費用①				
補助対象事業費②				
補助率③				
②×③＝④ （千円未満切捨て）				
補助限度額⑤				
耐震改修工事に係る 交付済み補助金額⑥				
⑤－⑥＝⑦ （千円未満切捨て）				
補助金申請額⑧ （④及び⑦のうち低い額）				
追加補助率⑨				
②×⑨＝⑩ （千円未満切捨て）				
耐震改修工事に関する 事業費限度額⑪				
追加補助限度額⑫ （⑨×⑪＝⑫）				
今回交付申請額 （⑧＋⑩又は⑫のうち低い額）				
既交付決定額				
変更増△減額				

6 耐震改修工事及び当該工事に係る工事監理の見込み（耐震改修設計の場合に記入）

耐震改修工事实施時期（見込み）	年 月 日～	年 月 日
耐震改修工事	当該事業に要する費用（見込み）	円
	補助対象事業費（見込み）	円
耐震改修工事に係る工事監理	当該事業に要する費用（見込み）	円
	補助対象事業費（見込み）	円

第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

横浜市マンション耐震改修促進事業
全体設計承認・不承認通知書

年 月 日に横浜市マンション耐震改修促進事業制度補助要領第5条第1項の規定により提出がありました、次の建築物の事業に係る全体設計の承認申請について、同要領第6条第1項の規定により次のとおり決定しましたので、通知します。

No. _____

1 事業内容、補助対象建築物及び承認・不承認

全体設計承認申請に係る事業内容		
建築物	名称	
	所在地	横浜市 区
	代表者	
全体設計の承認		☐ 承認 ☐ 不承認

2 承認の場合の承認条件

- (1) 横浜市マンション耐震改修促進事業制度要綱（以下、「要綱」という。）及び同事業制度補助要領（以下、「要領」という。）を遵守すること。
- (2) この承認を受けた事業に係る費用について、要綱第7条第1項に規定する補助金を受けようとする年度（ただし、この承認を受けた年度を除く。）の初日（ただし、当該日に国及び市の当該年度予算が成立していない場合には、当該予算の成立日）に、第3条第1項に規定により、当該年度までの事業の出来高（ただし、当該年度の前年度以前に既に第17条第2項に規定により補助金額の確定を受けている場合は、当該補助金額の確定に係る出来高を除く。）に応じて補助金の交付申請を行わなければならない。
- (3) この承認を受けた年度に、当該承認を受けた事業に係る費用について、要綱第7条第1項各号に規定する補助金を受けようとする場合は、この承認後速やかに、要綱第3条第1項に規定により、当該年度の事業の出来高に係る補助金の交付申請を行わなければならない。
- (4) この通知後、速やかに設計事業者又は施工事業者とこの事業に係る契約を締結して、当該事業に着手し、着手後速やかに着手届（第6号様式）に必要書類を添えて、市長に提出すること。（ただし、前号に該当する場合を除く。）
- (5) この全体設計承認申請の内容を変更する場合、若しくは、事業を中止又は廃止する場合には、要領に従い、市長に申請、報告又は届出をし、承認又は指示を受けなければならない。
- (6) この事業が 年 月 日までに完了しない場合又はこの事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (7) この事業に係る補助金の執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、要綱第9条及び要領第16条第2項の規定により、これに協力しなければならない。
- (8) 市長が指定する工程時に中間検査を受けること。（耐震改修工事の場合）

横浜市マンション耐震改修促進事業
着手届

年 月 日

（提出先）
横浜市長

申請者 ー
住 所
管理組合等名称
代表者氏名
電 話 ()

横浜市マンション耐震改修促進事業制度補助要領第4条第1項の規定により補助金の交付決定
又は同要領第6条第1項の規定により全体設計の承認を受けた次の建築物について、同要領第8条
第2項の規定により、着手届を提出します。

No. _____

1 事業内容及び補助対象建築物

着 手 す る 事 業 内 容 (該 当 に ○)		耐震改修設計	
		耐震改修工事	
		耐震改修工事に係る工事監理	
		第 回耐震改修工事	(部分改修の場合記入) 最終工事に ☐ 該当 ☐ 非該当
		第 回耐震改修工事に係る工事監理	
建 築 物	名 称		
	所 在 地	横浜市 区	
補 助 金 交 付 決 定 通 知 書 番 号		年 月 日	第 号
全 体 設 計 承 認 通 知 書 番 号		年 月 日	第 号

2 事業の着手の年月日
年 月 日

3 事業の完了の予定年月日
年 月 日

4 添付資料

- (1) 当該事業に係る請負契約書の写し
- (2) 工程表
- (3) 連絡者リスト（管理組合担当者、設計事業者担当者、設計者及び施工事業者担当者 等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

横浜市マンション耐震改修促進事業
中間検査依頼書

年 月 日

（提出先）
横浜市長

申請者 ー
住 所
管理組合等名称
代表者氏名
電 話 ()

横浜市マンション耐震改修促進事業制度補助要領第4条第1項の規定により補助金の交付決定
又は同要領第6条第1項の規定により全体設計の承認を受けた次の建築物について、同要領第9条
第2項の規定により、中間検査を依頼します。

No.

1 補助対象建築物

建築物	名 称	
	所 在 地	横浜市 区
補助金交付決定 通 知 書 番 号		年 月 日 第 号
全体設計承認 通 知 書 番 号		年 月 日 第 号

2 中間検査内容

3 中間検査予定年月日
年 月 日

4 添付資料

- (1) 中間検査を行う箇所が分かる図面
- (2) その他市長が必要と認める書類

第8号様式（第9条第4項、第17条第4項関係）
工事監理（施工）状況報告書

(報告先) 横浜市長		年 月 日	
(報告者)		〒	—
住所			
管理組合等名称			
代表者氏名			
電話		(	)
(監理者) 資格		() 建築士	() 登録第 () 号
氏名			
電話		(	)
全体設計承認 通知書番号	(当初)	年 月 日	第 号
	(変更)	年 月 日	第 号
補助金交付決定 通知書番号	(当初)	年 月 日	第 号
	(変更)	年 月 日	第 号
名称 (マンション名)			
所在地 (地番表示)	横浜市 区		
工事監理者 住所・氏名	電話 ()		
工事施工者 住所・氏名	電話 ()		
改修工法			
報告内容	☐ 耐震改修設計図書通り、適切に施工されています。		
	☐ 以下の内容について、施工者に指摘し修正しました。		

※ 報告書には、検査を行う箇所が分かる図面を添付してください。

※ 報告書を提出するときに、下記の資料を提示していただく場合があります。

地盤調査、載荷試験、杭打、コンクリート圧縮試験、鉄筋の圧接試験及び溶接部の検査（開先写真等も含む）の報告書、工事施工計画・結果報告書及び施工写真、材料規格証明、各種試験結果その他指示されたもの。

年度 横浜市マンション耐震改修促進事業
事業内容変更申請書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

申請者 ー
住 所
管理組合等名称
代表者氏名
電 話 ()

次の建築物の事業に要する費用について、横浜市マンション耐震改修促進事業制度補助要領第4条第1項の規定による補助金の交付決定又は同要領第6条第1項の規定による全体設計の承認を受けましたが、事情により申請の内容を変更しますので、同要領第12条第1項又は同要領第13条第1項の規定により事業内容の変更を申請します。なお、申請にあたっては、横浜市マンション耐震改修促進事業制度要綱及び要領が適用される事に同意します

No. _____

1 事業内容、補助対象建築物及び申請の変更内容等

補助金交付申請に係る事業内容 (該当に○)		耐震改修設計	
		耐震改修工事	
		耐震改修工事に係る工事監理	
		第 回耐震改修工事	(部分改修の場合記入) 最終工事に ☐ 該当 ☐ 非該当
		第 回耐震改修工事に係る工事監理	
建築物	名 称		
	所 在 地	横浜市 区	
補助金交付決定 通 知 書 番 号		年 月 日	第 号
全 体 設 計 承 認 通 知 書 番 号		年 月 日	第 号
事 業 内 容 の 変 更 の 概 要			
変 更 後 の 補 助 金 申 請 (又 は 予 定) 額		, 000円	

2 添付書類

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）又は全体設計承認申請書（第4号様式）第2面から第4面及び当該申請書の添付書類のうち変更となったもの
- (2) 変更内容が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

年度 横浜市マンション耐震改修促進事業 補助金変更交付決定通知書

年 月 日に横浜市マンション耐震改修促進事業制度補助要領第 12 条第 1 項の規定により申請がありました次の事業に要する費用に係る補助金の交付の変更については、同要領第 12 条第 2 項の規定により次のとおり決定しましたので、通知します。

No. _____

1 事業内容、補助対象建築物及び補助金交付予定額等

補 助 金 交 付 申 請 に 係 る 事 業 内 容		
建 築 物	名 称	
	所 在 地	横浜市 区
	代 表 者	
変 更 後 の 補 助 金 交 付 予 定 額 (事業内容別及び合計)		耐震改修設計 円
		耐震改修工事 円
		耐震改修工事に係る工事監理 円
		第 回耐震改修工事 円
		第 回耐震改修工事に係る工事監理 円
		合計 円

2 補助金の交付条件

- (1) 横浜市マンション耐震改修促進事業制度要綱（以下、「要綱」という。）及び同事業制度補助要領（以下、「要領」という。）を遵守すること。
- (2) この事業に係る契約が未締結の場合は、この通知後、速やかに設計事業者又は施工事業者と当該事業に係る契約を締結し、当該事業に着手すること。
- (3) 前号の場合において、事業に着手した後、速やかに着手届（第 6 号様式）に必要書類を添えて、市長に提出すること
- (4) この補助金変更交付申請の内容により変更契約が必要な場合は、速やかに設計事業者又は施工事業者と事業に係る変更契約を締結し、速やかに契約書の写しを市長に提出すること。
- (5) この補助金交付申請の内容を変更する場合、若しくは、事業を中止又は廃止する場合には、要領に従い、市長に申請、報告又は届出をし、承認又は指示を受けなければならない。
- (6) この事業が 年 月 日までに完了しない場合又はこの事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (7) この事業に係る補助金の執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、要綱第 9 条及び要領第 16 条第 2 項の規定により、これに協力しなければならない。
- (8) この補助金の交付を受けて耐震改修工事を実施した申請者は、当該補助の対象となった部分について、耐震改修工事完了後も適切に維持管理すること。ただし、補助金交付日より 10 年以内に、当該耐震改修工事の実施箇所を要綱の目的に反して修繕又は除却する場合等、当該補助金の交付を受けたものを処分するときは、申請者は要綱第 10 条の規定に基づき、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。（耐震改修工事の場合）
- (9) 市長が指定する工程時に中間検査を受けること。（耐震改修工事の場合）

(A 4)

年度 横浜市マンション耐震改修促進事業 事業内容変更報告書

年 月 日

（報告先）
横浜市長

申請者 〃 ー
住 所
管理組合等名称
代表者氏名
電 話 ()

次の建築物の事業に要する費用について、横浜市マンション耐震改修促進事業制度補助要領第 4 条第 1 項の規定による補助金の交付決定又は同要領第 6 条第 1 項の規定による全体設計の承認を受けましたが、事情により申請の内容に軽微な変更が生じたので、同要領第 12 条第 3 項又は同要領第 13 条第 3 項の規定により報告します。

No. _____

1 事業内容、補助対象建築物及び申請の変更内容等

補助金交付申請に係る事業内容 (該当に○)		耐震改修設計	
		耐震改修工事	
		耐震改修工事に係る工事監理	
		第 回耐震改修工事	(部分改修の場合記入) 最終工事に ☐ 該当 ☐ 非該当
		第 回耐震改修工事に係る工事監理	
建築物	名 称		
	所 在 地	横浜市 区	
補助金交付決定通知書番号		年 月 日	第 号
全体設計承認通知書番号		年 月 日	第 号
事業内容の変更の概要			

2 添付書類

- (1) 補助金交付申請書（第 1 号様式）又は全体設計承認申請書（第 4 号様式）第 2 面から第 4 面及び当該申請書の添付書類のうち変更となったもの
- (2) 変更内容が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

第 11 号様式 第 2 面（第 12 条第 3 項、第 13 条第 3 項関係）（事業に係る補助金を一括で請求しようとする場合は提出不要です。）

3 事業実施状況

事業内容	耐震改修設計	耐震改修工事	耐震改修工事に係る工事監理
当該事業に要する費用	円	円	円
補助対象事業費	円	円	円
契約済事業費	円	円	円
契約（変更前） 締結年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
契約書（変更前） に記載された工期	年 月 日	年 月 日	年 月 日
当初の完了期日 までの事業の出来高	%	%	%
備考			

第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

横浜市マンション耐震改修促進事業 全体設計変更承認通知書

年 月 日に横浜市マンション耐震改修促進事業制度補助要領第 13 条第 1 項の規定により提出がありました、次の建築物の事業に係る全体設計の変更の承認申請について、当該変更を承認しましたので同要領第 13 条第 2 項の規定により通知します。

No. _____

1 事業内容及び補助対象建築物

全体設計承認申請 に係る事業内容		
建築物	名 称	
	所 在 地	横浜市 区
	代 表 者	

2 承認条件

- (1) 横浜市マンション耐震改修促進事業制度要綱（以下、「要綱」という。）及び同事業制度補助要領（以下、「要領」という。）を遵守すること。
- (2) この承認を受けた事業に係る費用について、市要綱第 7 条第 1 項に規定する補助金を受けようとする年度（ただし、この承認を受けた年度を除く。）の初日（ただし、当該日に国及び市の当該年度予算が成立していない場合には、当該予算の成立日）に、第 3 条第 1 項に規定により、当該年度までの事業の出来高（ただし、当該年度の前年度以前に既に第 17 条第 2 項に規定により補助金額の確定を受けている場合は、当該補助金額の確定に係る出来高を除く。）に応じて補助金の交付申請を行わなければならない。
- (3) この承認を受けた年度に、当該承認を受けた事業に係る費用について、要綱第 7 条第 1 項各号に規定する補助金を受けようとする場合は、かつ、要領第 3 条第 1 項に規定により、当該年度の事業の出来高に係る補助金の交付申請を行っていない場合は、この承認後速やかに、要綱第 3 条第 1 項に規定により、当該年度の事業の出来高に係る補助金の交付申請を行わなければならない。
- (4) この事業に係る契約が未締結の場合は、この通知後、速やかに設計事業者又は施工事業者と当該事業に係る契約を締結して、当該事業に着手し、着手後速やかに着手届（第 6 号様式）に必要書類を添えて、市長に提出すること。（ただし、前号に該当する場合を除く。）
- (5) 事業に係る契約を既に締結している場合で、かつ、この全体設計の変更申請の内容により変更契約が必要な場合は、速やかに設計事業者又は施工事業者と事業に係る変更契約を締結し、速やかに契約書の写しを市長に提出すること。
- (6) この全体設計承認申請の内容を変更する場合、若しくは、事業を中止又は廃止する場合には、要領に従い、市長に申請、報告又は届出をし、承認又は指示を受けなければならない。
- (7) この事業が 年 月 日までに完了しない場合又はこの事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (8) この事業に係る補助金の執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、要綱第 9 条及び要領第 16 条第 2 項の規定により、これに協力しなければならない。
- (9) 市長が指定する工程時に中間検査を受けること。（耐震改修工事の場合）

（A 4）

横浜市マンション耐震改修促進事業 事業中止（又は廃止）承認申請書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

申請者 干 一
住 所
管理組合等名称
代表者氏名
電 話 ()

横浜市マンション耐震改修促進事業制度補助要領第 4 条第 1 項の規定により補助金の交付決定を受けた次の建築物の事業について、事情により当該事業の（ 一部 ・ 全部 （※該当に○））を中止（又は廃止）しますので、同要領第 14 条第 1 項の規定により、事業の中止（又は廃止）の承認を申請します。

No. _____

1 中止（廃止）する事業内容、補助金の交付決定を受けた建築物及事業中止（又は廃止）理由等

中止（廃止）する 事業の内容 （該当に○）		耐震改修設計	
		耐震改修工事	
		耐震改修工事に係る工事監理	
	第 回耐震改修工事	（部分改修の場合記入） 最終工事に ☐ 該当 ☐ 非該当	
	第 回耐震改修工事に係る工事監理		
建築物	名 称		
	所 在 地	横浜市 区	
補 助 金 交 付 決 定 通 知 書 番 号		年 月 日	第 号
全 体 設 計 承 認 通 知 書 番 号		年 月 日	第 号
事 業 中 止 （ 又 は 廃 止 ） の 理 由			

2 添付書類

- (1) 次に掲げる通知書のうち、交付をうけたもの（原本）
 - ア 横浜市マンション耐震改修促進事業制度補助要領第 4 条第 1 項に規定する補助金交付決定通知書（第 2 号様式）
 - イ 同要綱第 6 条第 1 項に規定する全体設計承認通知書（第 5 号様式）
 - ウ 同要綱第 12 条第 2 項に規定する補助金変更交付決定通知書（第 10 号様式）
 - エ 同要綱第 13 条第 2 項に規定する全体設計変更承認通知書（第 12 号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（ A 4 ）

3 事業に係る費用及び補助金 (税込) (円)

	事業内容	耐震改修設計	耐震改修工事	耐震改修工事に係る 工事監理	計
年度 補助金交付申請の内容	当該事業に要する費用①				
	補助対象事業費②				
	補助率③				
	②×③=④ (千円未満切捨て)				
	補助限度額⑤				
	耐震改修工事に係る 交付済み補助金額⑥				
	⑤-⑥=⑦ (千円未満切捨て)				
	補助金申請額⑧ (④及び⑦のうち低い額)				
	追加補助率⑨				
	②×⑨=⑩ (千円未満切捨て)				
	耐震改修工事に関する 事業費限度額⑪				
	追加補助限度額⑫ (⑨×⑪=⑫)				
	今回交付申請額 (⑧+⑩又は⑫のうち低い額)				
	補助金交付決定時の申請額⑭				
	中止 (廃止) 申請額 (⑭-⑬)				

**横浜市マンション耐震改修促進事業
事業中止（又は廃止）届**

年 月 日

（届出先）
横浜市長

申請者 〒 ー
住 所
管理組合等名称
代表者氏名
電 話 （ ）

横浜市マンション耐震改修促進事業制度補助要領第 6 条第 2 項の規定により次の建築物の事業に係る全体設計の承認を受けましたが、事情により当該事業の（ 一部 ・ 全部 （※該当に○））を中止（又は廃止）しますので、同要領第 14 条第 2 項の規定により、届け出ます。

No. _____

1 中止（廃止）する事業内容、全体設計承認を受けた建築物及事業中止（又は廃止）理由等

中止（廃止）する 事業の内容 （該当に○）		耐震改修設計	
		耐震改修工事	
		耐震改修工事に係る工事監理	
		第 回耐震改修工事	（部分改修の場合記入） 最終工事に □該当 □非該当
		第 回耐震改修工事に係る工事監理	
建 築 物	名 称		
	所 在 地	横浜市 区	
補 助 金 交 付 決 定 通 知 書 番 号		年 月 日	第 号
全 体 設 計 承 認 通 知 書 番 号		年 月 日	第 号
事 業 中 止 （ 又 は 廃 止 ） の 理 由			

2 添付書類

- （1） 次に掲げる通知書のうち、交付をうけたもの（原本）
- ア 横浜市マンション耐震改修促進事業制度補助要領第 6 条第 1 項に規定する全体設計承認通知書（第 5 号様式）
 - イ 同要領第 13 条第 2 項に規定する全体設計変更承認通知書（第 12 号様式）
- （2） その他市長が必要と認める書類

横浜市マンション耐震改修促進事業
申請取下げ届

年 月 日

（届出先）
横浜市長

申請者 〒 ー
住 所
管理組合等名称
代表者氏名
電 話 ()

横浜市マンション耐震改修促進事業制度補助要領（以下「要領」という。）第 3 条第 1 項又は要領第 5 条第 1 項の規定により次の建築物の事業に係る補助金交付申請又は全体設計承認申請をしましたが、事情により当該申請を取下げますので届け出ます。

No. _____

1 中止（廃止）する事業内容、全体設計承認を受けた建築物及事業中止（又は廃止）理由等

申請を取下げる 事業の内容 (該当に○)		耐震改修設計	
		耐震改修工事	
		耐震改修工事に係る工事監理	
		第 回耐震改修工事	(部分改修の場合記入) 最終工事に ☐ 該当 ☐ 非該当
		第 回耐震改修工事に係る工事監理	
建 築 物	名 称		
	所 在 地	横浜市 区	
取 下 げ る 申 請 の 種 別 (該 当 に ○)		補助金交付申請（要領第 3 条第 1 項関係）	
		全体設計承認申請（要領第 5 条第 1 項関係）	
申 請 を 取 下 げ る 理 由			

年度 横浜市マンション耐震改修促進事業 完了実績報告書

年 月 日

（報告先）
横浜市長

申請者 丁目 番 号
住 所
管理組合等名称
代表者氏名
電 話 ()

横浜市マンション耐震改修促進事業制度補助要領第 17 条第 1 項の規定により、次の建築物の事業に係る実績を、関係書類を添えて報告します。

No. _____

1 報告を行う実績（該当に○）

	実績内容	事業内容
事業の完了		耐震改修設計
		耐震改修工事
		耐震改修工事に係る工事監理
		第 回耐震改修工事
		第 回耐震改修工事に係る工事監理
本年度の事業の出来高の完了 ※ 全体設計の承認を受けた場合で、かつ、事業が完了する年度を除く年度において補助金の交付決定を受けた場合のみ		耐震改修設計
		耐震改修工事
		耐震改修工事に係る工事監理
		第 回耐震改修工事
		第 回耐震改修工事に係る工事監理

2 補助金の交付決定を受けた建築物等

建築物	名 称	
	所 在 地	横浜市 区
補助金交付決定通知書番号		年 月 日 第 号
全体設計承認通知書番号		年 月 日 第 号

3 添付書類

- (1) 耐震判定機関等の診断結果の妥当性についての評価に係る書類等一式、積算内訳書及び数量調書（耐震改修設計の場合）
- (2) 工事写真及び各種試験結果等の工事が適正に行われたことが分かる書類一式並びに事業の出来高が分かる資料一式（耐震改修工事の場合）
- (3) 適切に耐震改修工事に係る工事監理を行ったことが分かる資料一式（耐震改修工事に係る工事監理の場合）
- (4) 耐震改修設計、耐震改修工事又は耐震改修工事に係る工事監理費用に係る請求書又は領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（A 4）

第 16 号様式 第 2 面（第 17 条第 1 項関係）

4 事業費用、補助金交付決定額及び精算額等

		本年度出来高	全年度出来高
耐震改修設計	事業に係る費用	円	円
	上記のうち補助対象費用	円	円
	補助金交付決定額	円	円
耐震改修工事	事業に係る費用	円	円
	上記のうち補助対象費用	円	円
	補助金交付決定額	円	円
耐震改修工事に係る工事監理	事業に係る費用	円	円
	上記のうち補助対象費用	円	円
	補助金交付決定額	円	円
合計	事業に係る費用	円	円
	上記のうち補助対象費用	円	円
	補助金交付決定額	円	円

5 事業の実施完了日

年	月	日
---	---	---

(A 4)

第 16 号様式 第 3 面（第 17 条第 1 項関係）（事業に係る補助金を一括で請求しようとする場合は提出不要です。）

6 管理組合等の設計事業者又は施工事業者への支払い状況（全年度分）

事業 内容	契約日	契約金額 (円)	支払（予定）日	支払金額（円）
耐震改修 設計				
耐震改修回 工事				
耐震改修回 に 係る 工事 監理				

7 補助金受入調書（全年度分）

補助金交付決定日	補助金交付決定額	補助金受入（予定）日	補助金受入（予定）額
年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円
計	円	計	円

（ A 4 ）

第 号
年 月 日

(申請者)

様

横浜市長

年度 横浜市マンション耐震改修促進事業 補助金額確定通知書

年 月 日 第 号により、交付を決定した次の建築物の事業に要する費用に係る補助金の額を、横浜市マンション耐震改修促進事業制度補助要領第 17 条第 2 項の規定により次のとおり確定しましたので、通知します。

No. _____

1 補助金額の確定を行う建築物等

確 定 補 助 金 額 (事業内容及び合計)	耐震改修設計		円
	耐震改修工事		円
	耐震改修工事に係る工事監理		円
	第 回耐震改修工事		円
	第 回耐震改修工事に係る工事監理		円
	合計		円
建 築 物	名 称		
	所在地	横浜市	区
	代表者		

2 補助金額の確定に係る実績（該当に○）

	事業の完了
	本年度の事業の出来高の完了 ※ 全体設計の承認を受けた場合で、かつ、事業が完了する年度を除く年度において補助金の交付決定を受けた場合のみ

3 その他

建 築 物 の 種 類	☐ 診断義務付けマンション※	☐ その他のマンション
事 業 費	当該事業に要する費用	円
	補助対象事業費	円

※「要安全確認計画記載建築物」又は「要緊急安全確認大規模建築物」の総称。

4 注意事項（横浜市マンション耐震改修促進事業制度要綱及び同制度補助要領の規定）

- (1) 申請者は、横浜市マンション耐震改修促進事業制度要綱第 6 条各号に規定する補助対象経費及び同要綱第 7 条第 1 項各号に規定する補助金について、経理を明らかにする帳簿を作成し、事業の完了後 5 か年間保存してください。
- (2) 本事業に基づく補助金の交付を受けて耐震改修工事を実施した場合は、当該補助の対象となった部分について、耐震改修工事完了後も適切に維持管理してください。ただし、補助金交付日より 10 年以内に、当該耐震改修工事の実施箇所を要綱の目的に反して修繕又は除却する場合等、当該補助金の交付を受けたものを処分するときは、当該管理組合等は要綱第 10 条の規定に基づき、あらかじめ市長の承認を受けてください。

(A 4)

年度 横浜市マンション耐震改修促進事業
補助金請求書

年 月 日

（請求先）
横浜市長

申請者 〒 ー
住 所
管理組合等名称
代表者氏名
電 話 （ ）

横浜市マンション耐震改修促進事業制度補助要領第 17 条第 2 項の規定により補助金額の確定通知を受けた事業に要する費用に係る補助金を、同要領第 18 条の規定により次のとおり請求します。

No. _____

1 補助金請求に係る建築物及び補助金振込先等

建築物	名 称										
	所 在 地	横浜市 区									
補助金額確定通知番号		年 月 日 第 号									
補助金額の確定を受けた事業の内容 （ 該 当 に ○ ）			耐震改修設計								
			耐震改修工事								
			耐震改修工事に係る工事監理								
			第 回耐震改修工事								
			第 回耐震改修工事に係る工事監理								
事業に要する費用に係る補助金請求額				百万			千			円	
振込先金融機関		金融機関名		銀行・金庫・組合 支店							
		口座番号		普通 ・ 当座							
		口座名義人		フリガナ							

年度 横浜市マンション耐震改修促進事業
収支決算書

（提出先）
横浜市長

年 月 日

申請者 〒 ー
住 所
管理組合等名称
代表者氏名
電 話 ()

横浜市マンション耐震改修促進事業に基づき実施した事業に要する費用に係る補助金について、次のとおり収支決算しましたので、横浜市マンション耐震改修促進事業制度補助要領第 19 条第 2 項の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

No. _____

1 事業に要する費用に係る補助金額確定通知書番号

補 助 金 額 確 定 通 知 書 番 号	年 月 日 第 号
--------------------------	-----------

2 収支決算表

収 入		支 出	
費 目	金 額	費 目	金 額
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
計	円	計	円

3 添付書類

- (1) 事業に要する費用に係る領収書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

年度 横浜市マンション耐震改修促進事業
補助金交付決定取消通知書

次の建築物の事業に要する費用に係る補助金の交付の決定について、横浜市マンション耐震改修促進事業制度補助要領第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり取り消しましたので、通知します。

No. _____

補 助 金 交 付 決 定 に 係 る 事 業 内 容		
補 助 金 交 付 決 定 通 知 番 号		年 月 日 第 号
取 消 年 月 日		年 月 日
取 消 内 容		
取 消 理 由		
建 築 物	名 称	
	所 在 地	横浜市 区
	代 表 者	

第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

横浜市マンション耐震改修促進事業
全体設計承認取消通知書

次の建築物の事業に係る全体設計の承認について、横浜市マンション耐震改修促進事業制度補助
要領第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり取り消しましたので、通知します。

No. _____

全 体 設 計 承 認 に 係 る 事 業 内 容		
全 体 設 計 承 認 通 知 番 号		年 月 日 第 号
取 消 年 月 日		年 月 日
取 消 内 容		
取 消 理 由		
建 築 物	名 称	
	所 在 地	横浜市 区
	代 表 者	

第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

年度 横浜市マンション耐震改修促進事業
補助金返還命令書

横浜市マンション耐震改修促進事業制度補助要領第 20 条第 1 項の規定により交付決定が取り消された、次の建築物の事業に要する費用に係る補助金を、同要領第 21 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり返還してください。

No. _____

1 補助金交付決定の取消しに係る事業内容及び建築物等

補助金交付決定の取消しに係る事業内容		
補助金交付決定取消通知番号		年 月 日 第 号
建築物	名 称	
	所 在 地	横浜市 区
	代 表 者	

2 補助金返還命令内容

補助金交付決定額		円
補助金交付決定取消額		円
補助金返還額		円
返 還 期 限	年 月 日	
返 還 方 法		

横浜市マンション耐震改修促進事業
事業実施期間の延長承認申請書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

申請者 〃 ー
住 所
管理組合等名称
代表者氏名
電 話 ()

次の建築物の事業に要する費用について、横浜市マンション耐震改修促進事業制度補助要領第 4 条第 1 項の規定による補助金の交付決定を受けましたが、やむをえない事情により事業の実施期間を延長したいため、同要領第 22 条第 1 項第 1 号の規定により、事業実施期間の延長の承認を申請します。

No. _____

1 事業内容、補助対象建築物及び申請の変更内容等

補助金交付申請 に係る事業内容 (該当に○)		耐震改修設計
		耐震改修工事
		耐震改修工事に係る工事監理
建築物	名 称	
	所 在 地	横浜市 区
補 助 金 交 付 決 定 通 知 書 番 号		年 月 日 第 号
事 業 実 施 期 間 の 延 長 を 要 す る 理 由		

2 添付書類

- (1) 事業実施期間の延長理由がわかる書類
- (2) 工程表その他変更内容が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(A 4)

第 23 号様式 第 2 面（第 22 条第 1 項第 1 号関係）（建築物（意匠上の棟）ごとに作成）

3 事業の完了期日（添付する工程表と整合させること。）

(1) 事業の着手の年月日

年 月 日

(2) 事業の完了の予定年月日

年 月 日

4 事業に係る費用及び補助金（税込）（全年度分）（円）

事業内容	耐震改修設計	耐震改修工事	耐震改修工事に係る 工事監理	計
当該事業に要する費用①				
補助対象事業費②				
補助率③				
②×③＝④ （千円未満切捨て）				
補助限度額⑤				
耐震改修工事に係る 交付済み補助金額⑥				
⑤－⑥＝⑦ （千円未満切捨て）				
補助金申請額⑧ （④及び⑦のうち低い額）				
追加補助率⑨				
②×⑨＝⑩ （千円未満切捨て）				
耐震改修工事に関する 事業費限度額⑪				
追加補助限度額⑫ （⑨×⑪＝⑫）				
今回交付申請額 （⑧＋⑩又は⑫のうち低い額）				

第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

横浜市マンション耐震改修促進事業 事業実施期間の延長承認・不承認通知書

年 月 日に横浜市マンション耐震改修促進事業制度補助要領（以下、「要領」という。）第 22 条第 1 項第 1 号の規定により提出がありました、次の建築物の事業に係る事業実施期間の延長承認申請について、要領第 22 条第 1 項第 2 号の規定により次のとおり決定しましたので、通知します。

なお、当該延長を承認する場合、次の建築物の事業に対して 年 月 日 第 号で通知した補助金の交付の決定は、要領第 6 条第 1 項の規定に基づく全体設計承認と置き換え、当該交付決定は取り消します。

No. _____

1 事業内容、補助対象建築物及び承認・不承認

事業実施期間延長承認 申請に係る事業内容		
建 築 物	名 称	
	所 在 地	横浜市 区
	代 表 者	
事 業 実 施 期 間 の 延 長 の 承 認		☐ 承認 ☐ 不承認

2 承認条件

- (1) 横浜市マンション耐震改修促進事業制度要綱（以下、「要綱」という。）及び要領を遵守すること。
- (2) この承認を受けた事業に係る費用について、要綱第 7 条第 1 項に規定する補助金を受けようとする年度（ただし、この承認を受けた年度を除く。）の初日（ただし、当該日に国及び市の当該年度予算が成立していない場合には、当該予算の成立日）に、要領第 3 条第 1 項の規定により、当該年度までの事業の出来高（ただし、当該年度の前年度以前に既に要領第 17 条第 2 項に規定により補助金額の確定を受けている場合は、当該補助金額の確定に係る出来高を除く。）に応じて補助金の交付申請を行わなければならない。
- (3) この事業実施期間の延長承認申請の内容を変更する場合、又は、事業を中止若しくは廃止する場合には、要領に従い、市長に申請、報告又は届出をし、承認又は指示を受けなければならない。
- (4) この事業が 年 月 日までに完了しない場合又はこの事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) この事業に係る補助金の執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、要綱第 9 条及び要領第 16 条第 2 項の規定により、これに協力しなければならない。
- (6) 市長が指定する工程時に中間検査を受けること。（耐震改修工事の場合）

（A 4）

**横浜市マンション耐震改修促進事業
消費税仕入税額控除確認書**

年 月 日

（提出先）
横浜市長

申請者 〒 ー
住 所
管理組合等名称
代表者氏名
電 話 （ ）

以下の事業の事業費に係る消費税額については、消費税法の規定による仕入に係る消費税額の控除を行いませんので、横浜市マンション耐震改修促進事業制度補助要領第 23 条第 1 項の規定に基づき、当該事業の補助金額を算出する際の事業費に消費税額及び地方消費税額を含めて補助金の交付を申請します。

なお、事業の完了までにこの申請の内容が変更され、以下の理由に該当しなくなった場合は、速やかに市長に報告し、この確認書を取り下げ、補助金の交付が完了している場合は、消費税額及び地方消費税額に係る補助金相当額を返還します。

また、市長から課税売上高等について報告を求められた場合においては、速やかに報告を行います。

1 建築物の名称

2 事業内容（該当に○をつける）

耐震改修設計	第 回耐震改修工事
耐震改修工事	第 回耐震改修工事に係る工事監理
耐震改修工事に係る工事監理	

3 所有者の負担割合（所有者が複数の場合）
別紙による

4 消費税額の控除を受けない理由

以下の理由より、該当する項目を選択すること。

- ☐ 消費税法における納税義務者でない。
- ☐ 消費税法第 9 条第 1 項の納付義務の免除者であり、かつ、同法第 9 条第 4 項に基づき、同法第 9 条第 1 項の規定を受けない旨の届出書を提出していない。
- ☐ 消費税法第 37 条第 1 項に規定する届出書を提出した事業者である。
- ☐ 前 3 項目に該当しないが、事業費に係る消費税額及び地方消費税額については、控除対象に含めない。

第 25 号様式 別 紙

所有者等の負担金割合一覧表

所有者等氏名	負担金額（単位 円）	負担割合（単位 %）
計		

横浜市マンション耐震改修促進事業
消費税仕入税額控除報告書

年 月 日

（提出先）
横浜市長

申請者 丁目 番 号
住 所
管理組合等名称
代表者氏名
電 話 ()

横浜市マンション耐震改修促進事業制度補助要領第23条第 2 項の規定に基づき、以下の物件に関する本事業の事業費に係る消費税仕入税額控除について、次のとおり報告します。
なお補助金返還額が生じる場合は、市長の指示に従い、速やかに返還します。

1 補助金額確定番号
年 月 日付け 第 号

2 建築物の名称

3 事業内容（該当に○をつける）

耐震改修設計	第 回耐震改修工事
耐震改修工事	第 回耐震改修工事に係る工事監理
耐震改修工事に係る工事監理	

4 補助金の額の確定額 円

5 消費税の申告の有無（該当するものを選択）【有（一般課税）、有（簡易課税）、無】

6 補助金返還相当額の算出（5 で有（一般課税）を選んだ場合に記入）

- ①補助金の額の確定時に補助対象外としていた消費税額 円
②消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 円
③補助金返還相当額（②から①の額を差し引いた額） 円

7 所有者等の負担金割合一覧表 （消費税仕入税額控除報告書の別紙）

第 26 号様式 別 紙

所有者等の負担金割合一覧表

所有者等氏名	負担金額（単位 円）	負担割合（単位 %）
計		